

保存期間 5 年

通達乙組二第298号

令和 6 年 9 月 27 日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用について

警察本部長（以下「本部長」という。）の委託を受けて通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）業務に従事する民間通訳人については、通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用について（令和 6 年 3 月 27 日付け通達乙組二第 2 号。以下「旧通達」という。）等により運用してきたところであるが、この度旧通達の一部を改め、下記により運用することとしたので、引き続き各種事件等の通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用を図らりたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 民間通訳人に対する秘密の保持の徹底等

事件等の通訳等業務に従事する民間通訳人に係る秘密の保持を徹底するため、民間通訳人の派遣を受けた所属は、次に掲げる措置を講ずること。

なお、民間通訳人の運用等については、通訳職員等運用要綱の改正について（令和 6 年 9 月 27 日付け通達甲組二第 39 号。以下「通達」という。）を参考とすること。

(1) 秘密の保持に関する指示の徹底

通訳等業務に当たっては、捜査上の秘密、個人のプライバシー等を知る機会が多くあることから、その業務を通じて知り得た捜査内容等の秘密及び個人情報等を第三者に漏らし、又は不当に利用した場合は、それが更に共犯者等に伝わり、罪証隠滅等の捜査妨害が行われるなどの可能性があり、また被疑者その他の関係者の利益が害されるおそれがある。したがって、民間通訳人に対しこのことを十分

理解させた上秘密の保持を厳守させ、被疑者の家族、マスコミ関係者等に被疑者の供述の状況や捜査内容等を漏らさないよう、また秘密を不当に利用することのないよう指示を徹底すること。

(2) 誓約書の徴収

民間通訳人名簿（通達別記様式第8号）に登載する民間通訳人に対しては、刑事部組織犯罪対策第二課通訳係が個別に誓約書（別添1）を徴すること。これに加えて本通達の趣旨の徹底を図るため、民間通訳人の派遣を受けた所属は、その都度、民間通訳人に対し事件担当課の幹部が秘密の保持の徹底、各種法令の遵守等についての指示を徹底すること。

(3) その他

民間通訳人が、被疑者、被疑者の身を気遣う家族等に、今後の捜査手続、裁判の見通し等を伝えると、捜査及び裁判に影響を与えることがあり得ることから、今後の捜査手続、裁判の見通し等の質問や相談を受けた場合は、必ず事件担当課長や取調官等にその旨を伝えた上で、事件担当課長や取調官等の指示に従うよう指導すること。

2 報告

民間通訳人の派遣を受けた所属は、事件主管課の幹部を通じて民間通訳人の通訳等業務の状況等を把握し、民間通訳人としての適性を欠く言動、素行上の問題、道路交通法違反を含む各種法令違反等を聞知した場合や賞揚に値する事案を聞知した場合は、速やかに刑事部組織犯罪対策第二課長を経由して本部長に報告すること。

<様式略>